

令和6事業年度 監事監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19 条第4 項及び同法第38 条第2 項の規定に基づき、独立行政法人日本学術振興会（以下「学振」という。）の令和6 事業年度（令和6 年4 月1 日～令和7 年3 月31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、独立行政法人日本学術振興会監事監査規程等に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。

また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、学振の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

1 法人の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

学振の業務は、法令等に従い適正に実施されており、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていると認める。

2 法人の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

なお、学振における情報システムの移行計画への取組みについては、計画の遅延がないよう、着実に推進することが必要である。

また、学術の振興に資するために学振が保有する学術情報を公開しその分析機能を強化する方針が策定され、次年度から新たな組織において具体的計画の立案を進めることとなった。データの管理体制・公開体制の確立に向けた具体的な検討・実施が行われることを期待する。

広報戦略が策定され、学振の事業及び成果を広く学術界及び社会に伝える取組みの重要性が改めて学振内に認識された。また、広報活動が積極的に行われた。引き続き、学術研究が社会的により一層評価されるよう、情報発信と社会への還元に取り組むことを期待する。

3 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い、学振の事業の状況を正しく示していると認める。

III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

「独立行政法人整理合理化計画」（平成19 年12 月24 日閣議決定）、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22 年12 月7日閣議決定）及び「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25 年12 月24 日）において、監事による監査が必要とされる事項については、指摘すべき重大な事項は認められない。

令和 7 年 6 月27日

独立行政法人 日本学術振興会

監事 速水 洋子

監事（非常勤） 米村 郁代